

開発許可申請添付図書

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備 考	自己 居住 用	自己 業務 用	その 他
設計説明書	設計の方針、開発区域内の土地現況、土地利用計画、公共施設計画等		地目は土地登記簿と同じ、着手完了予定日は申請書に合わせる。 様式はHPにて公開	不要	○	○
開発区域位置図	開発区域とその位置、主要道路、主要交通機関からの路線名称、学校、その他目標となる地物及び方位	1/50,000以上	1/2,500の都市計画図を使用する場合は、開発区域区域図と兼用可	○	○	○
開発区域区域図	方位、地形、開発区域の境界(赤枠)、排水先の河川への経路、放流先の河川名	1/2,500以上		○	○	○
現況図	方位、地形、開発区域の境界(赤枠)、開発区域内及びその周辺の公共施設並びに高さ10m以上の健全な樹木又は樹木の集団及び高さ1mを超える切土又は盛土部分の表土の状況	1/2,500以上	1等高線は2mの標高差を示すもの。 2樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては1ha以上のもの。	○	○	○
土地の公図の写し	縮尺、方位、開発区域の境界(赤枠)並びに土地の地番及び形状、隣接地についても添付		コピーを添付する場合は、写した場所、写した年月日、写したものの記名捺印	○	○	○
実測図に基づく公共施設の新旧対照表	方位、開発区域の境界、既存・新設の公共施設の位置及び対照番号、色分け色分けは次のとおり(新設)(既存)(廃止) 道路 赤 茶 黄 水路 緑 青 空	1/500以上	既存の公共施設がある場合に限る。	△	△	△
土地利用計画図	図面名称、方位、開発区域の境界(赤枠)、境界名称、寸法、境界標の種類、工区界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状及び用途、公共的施設若しくは樹木又は樹木の集団並びに緩衝帯の位置及び形状、道路の種類、幅員、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置	1/1,000以上	占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付する。	○	○	○
造成計画平面図	図面名称、方位、開発区域の境界、切土(茶色)又は盛土(緑色)をする土地の部分の色分け、がけ・法面・擁壁の位置・種類・寸法、道路の位置・形状・幅員・勾配及び記号、縦横断線の位置と記号、工区界、地形(等高線)、宅地の地盤高及び面積	1/1,000以上	1 小規模開発の場合は、土地利用計画図と合わせ図示してもよい。 2 切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示する。	○	○	○
造成計画断面図	切土(茶色)又は盛土(緑色)をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/1,000以上	高低差の著しい箇所について作成すること	○	○	○
道路縦断図	測点、勾配、計画高、単距離、追加距離、縦断曲線、平面曲線	1/500以上	開発区域内に道路を新設する場合	△	△	△
道路横断図	路面・路盤の詳細、雨水樹及び取付管の形状、道路側溝の位置・形状及び寸法、埋設管の位置、道路幅員及び横断勾配	1/50以上	開発区域内に道路を新設する場合	△	△	△
排水施設計画平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称、排水施設の記号、集水系統ブロック別の記号、浄化槽の人槽	1/500以上	土地利用計画図と兼用可 雨水集水樹は格子蓋とすること 道路等に直接排水する計画ではなく、一旦敷地内の集水樹に集めてから敷地外に排水する。排水管の折れ点・ドロップ部には樹または点検口設置	○	○	○
排水施設縦断図	マンホール記号、マンホールの種類・位置及び深さ、排水渠勾配、マンホール間距離、管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管底高	1/500以上	開発区域内に排水管を新設する場合	△	△	△
排水施設構造図	構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水樹、吐口)、最終樹の泥だめ 150mm 以上明記	1/50以上	終末処理施設を設けた場合は、その図書を添付すること。	○	○	○
がけの断面図	がけの高さ・勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、切土又は盛土する前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	1/50以上	1 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること。 2 擁壁で覆われるがけ面については、設計条件を示すこと。	△	△	△
給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法、消火栓の位置	1/500以上	小規模開発の場合は、排水施設計画平面図に合わせ図示してもよい。	不要	○	○

防火水槽 構造図		1/50 以上	防火水槽がある場合に添付	不要	△	△
擁壁の 断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、水抜き穴の寸法・間隔、基礎杭の位置・材料及び寸法、原則として構造計算書を添付(練積造は除く)	1/50 以上	名古屋市型擁壁を用いる場合は構造計算書不要、大臣認定擁壁や透水マットを使用する場合は認定書の写し添付 義務擁壁を設置する場合は擁壁展開図添付 (図面名称、縮尺、擁壁種類、水抜き穴・目地配置、擁壁前後の地盤高、寸法、コーナー補強位置明示)	○	○	○
防災工事 計画平面図	方位、等高線、計画道路線、段切位置、ヘドロ除去位置、除去深さ、防災施設の位置・形状・寸法及び名称、流土計画、工事中の雨水排水経路、防災措置時期及び期間	1/1,000 以上	原則として1ha以上の造成の場合に添付	△	△	△
防災施設 構造図		1/100 以上	同上	△	△	△
流量計算書			同上	△	△	△
公共施設の 所有者及び 管理者の同意書			法第32条 正本に添付(副本は写し添付)	△	△	△
公共施設の 管理者との 協議			法第32条 正本に添付(副本は写し添付)	△	△	△
開発行為 施行同意書	施行の妨げとなる権利(所有権等)を有する者の同意		法第33条第1項第14号 様式はHPにて公開 印鑑は実印(印鑑証明は不要) 正本に添付(副本は写し添付)	○	○	○
開発区域内 の土地の登 記事項証明 書			様式はHPにて公開	○	○	○
資金計画書	収支計画、年度別資金計画		様式はHPにて公開	不要	1ha 未満は 不要	○
申請者の資 力・信用に 関する申告 書	法人添付書類:法人登記事項証明書、納税証明書(法人事業税、地方自治体特別税及び都道府県民税) 個人添付書類:住民票の写し、納税証明書(所得税若しくは法人事業税、及び都道府県民税)		様式はHPにて公開 分譲の場合は宅地建物取引業の免状の写しを添付	不要	1ha 未満は 不要	○
工事施行者 の能力に関 する申告書	法人添付書類:法人登記事項証明書、建設業の許可の写し 個人添付書類:住民票の写し (申請者の資力・信用に関する申告書の添付書類と重複する場合は添付不要)		様式はHPにて公開 工事施行者とは開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう	不要	1ha 未満は 不要	○
設計者資格 申告書			法第31条 規則第19条 1ha未満は不要	不要	△	△
法第34条各 号に適合す ることを証 する書類			許可基準により異なる。 正本に添付 (副本には写しを添付)	△	△	△
委任状	(任意様式)		申請の手続を委任した場合に限る。正本のみに添付(行政書士もしくは建築士)			
その他市長 が必要と認 めた書類			実測図もしくは地積測量図			

- 注意 1 「自己用」とは、主として自己の居住の用に供する住宅若しくは自己の業務の用に供する住宅以外の建築物の建築又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物の建設の用に供するものをいう。
- 2 公共施設に関する同意書、協議書等、該当するものがない場合は、添付する必要はない。
- 3 設計図には、作成したものが記名をすること。
- 4 開発区域が宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域内の場合は、同法の許可申請は不要。また、砂防指定地内の場合は、砂防法に基づく砂防指定地内行為の許可を要し、特定都市河川流域内の場合は、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可も要す。
- 5 ○は原則必要な書類、△は場合によって必要な書類